

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成29年3月3日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成29年3月3日(金) 午前9時00分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 1番 米倉 薫 委員 2番 江口 啓子 委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第4条の規定に係る承認申請案件	1件
第2号議案	農地法第5条の規定に係る許可申請案件	8件
第3号議案	事業計画変更承認申請案件	1件
第4号議案	農地等形状変更の届出案件	1件
第5号議案	農業経営基盤強化促進法に基づく平成28年度 第10号農用地利用集積計画(案)の決定案件	17件
第6号議案	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の軽微な変 更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件	1件

第 7 号議案	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の異見聴取案件	1 件
第 8 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 1 号報告	吉野ヶ里町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について	1 件
第 2 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	3 件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さん、おはようございます。只今より平成 29 年 3 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

会長 皆さん、おはようございます。今日でみなさん就任されて一年になるわけでございますけれども、農地法の審議をこれまで何回かやってきましたけれども、農地法の 3 条・4 条・5 条と基本的なことを審議していただいたわけでございますけれども、これからはもっと深まった考え方をしていただきたいというふうに思っております。というのも、5 条で転用するといった場合でも農業委員会を通っていく場合、そうで無い場合。それからいろんな法律によって所得税の軽減される事業がございます。県の間管理機構に土地を預けまして土地を売買すると 800 万控除というような控除がありますので、これからは、活動するにあたって、勉強していただき事業を利用していただきたいと思っております。では、本年度最後の農業委員会総会を始めたいと思います。

事務局長 それでは本日の出席委員さんですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。

1 番 米倉 薫 委員さん、2 番 江口 啓子委員さん、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。 第 1 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件 1 件、第 2 号議案 1、
以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入っていきたいと思います。農地法第 5 条の説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。第 1 号議案 農地法第 4 条の届出についてでございます 整理番号届出－1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、
(告示：昭和 49 年 3 月 30 日) ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外と

なっています。

該当規定は、農地法第4条第1項第8号（農地の転用の制限について規定：その他農林水産省令で定める場合）

農地法施行規則第32条第1号（農地の転用の制限の例外について規定：2a未満の農業用施設に供する場合）です。

2ページは、管内図です。上石動地区の、町道大曲、上石動線の東で、申請地は図面中央の申請地と表示している所です。

3ページは字図です。図面の中央に申請地と表示しているところで717番地です。

4ページは土地利用計画図ですが、図面の中央の、申請地は49m²と表示している所です。

5ページは始末書であります。始末書を朗読

6ページは申請地の写真ですが、左上は南北方向、右上は東方向からの写真と左下は居宅から倉庫、右下は南西方向からの写真分です。

説明は以上です

議長 母屋の改築時、に一緒に倉庫を建ててしまったということで、出されています。

届出をしていただけると2a未満であれば県まで出さんでここで処理できるんですが、ほとんどの方がそれを知らないでやってしまうということがあるようでございます。みなさま方も指導をしていただけたらと思います。どうでしょうか。意義ございませんでしょうか。（異議なし）

○ **議長** それでは、第2号議案の5-1の方から説明をお願いします。

○ **事務局長** 7ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和59年9月1日）ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満である農地であり、第2種農地と判断されます。

転用目的である住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが、困難であり、農

地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、8 ページは位置図で、曾根地区です。地区の北西側で、ふと線で囲ってある斜線のところが、今回の申請地になっています。

9 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある 2350 番地 6 のところが、申請地となっています。

10 ページは土地利用計画図です。図面中央下左右が町道箱川上分、曾根線ですが、申請地は図面中央の一般住宅で、敷地北東に住宅の配置を行ない、南に駐車場が 3 台分配置されています。雨水排水は、西側の町道沿いに側溝を新設し流入の計画で、下水も同様に西側町道の道路埋設管に流入予定です。

図面中央上の造成計画断面図ですが、左の A-A` 断面では、造成地の東西断面で、造成計画は、盛土を 60 c m ほど行ない東側はコンクリートブロック 3 段の計画です。

右の B-B` 断面は敷地の南北断面で、造成計画は盛土を 60 c m ほど行ない南側はコンクリートブロック 3 段の計画です。

11 ページは 1 階平面図です。12 ページは 2 階平面図です。13 ページは東西南北側から見た立面図です。

説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。○○委員さんお願いします。
- ○番（○○委員） みなさんに同意をもらったということですが、申請地の東側に畑があるわけですが、その人たちから日陰になるけん作物が作れんちゃなかですかと話があったわけですが、みなさん同意があったということで、審議をお願いしますということでした。
- 議長 東の畑から約 2m 離して建物を建ててありますが。ここは麦かなんか作ってありますか？（ふつうの畑です）日照の問題だと思いますが、2m 離しているので昼間はあたるので問題ないと思います。
- ○番（○○委員） わかりました。
- 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致した

いと思います。

○ **議長** それでは、第 2 号議案の 5－2 の方から説明をお願いします。

○ **事務局長** 14 ページをごらんください。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の案件 5－2 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和 59 年 9 月 1 日)

ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、

第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅の候補地選定の結果、他の土

地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

15 ページをごらんください。位置図です。申請地の場所ですが、中央の小さく黒くかこっている斜線のところです。

16 ページの字図では中央の 2665 番地-1、2672 番地-2、2672 番地-5、2677 番地-3 で、申請地と書いてあるところです。地区は下中杖地区です。

続いて、17 ページは土地利用、配置図です。

図面中央下が、町道下中杖線ですが、申請地は図面中央の一般住宅で、敷地北西に住宅の配置を行ない、南東に駐車場が配置されています。雨水排水は、西側の町道沿いの側溝に流入の計画で、下水も同様に西側町道の道路埋設管に流入予定です。

図面中央右の造成計画断面図ですが、造成地南側の進入路の東西断面で、西側境界では 7 5cm 切り土です。南側敷地と南側境界はコンクリートブロック 1 段から 4 段積の計画です。

18 ページは 17 ページと同じく進入路の断面図です。

19 ページは基礎断面図です。

20 ページは建築平面図です。21 ページは東西南北側から見た立面図です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ **〇番 (〇〇委員)** 周りは住宅化しているので問題ないと思います。

○ ○ 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 それでは、第2号議案の5-3の方から説明をお願いします。

○ 事務局長 22ページをごらんください。

第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-3を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和59年9月1日)

ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、

第2種農地と判断されます。転用目的である条件付分譲住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

24ページの図面は位置図で、申請地と中央に四角の線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。地区は萩原地区です。

23ページが字図ですが、中央のうすく線で囲ってある1896-2番地のところが、申請地になっています。

25ページは土地利用計画図です。申請地は図面中央上が、町道中瀬尾南線で、敷地の中央に住宅、敷地の北側には、駐車場の計画です。

雨水排水は、北東側の町道沿いの側溝に流す計画で、下水も同様に北東側町道の道路埋設管に流入予定です。

図面右の1-1`断面では、敷地の南北断面で、両側はコンクリートブロック3段の計画です。

右隣の2-2`断面は敷地の東西断面です。中央側はコンクリートブロック2段の計画です。

西側はコンクリートブロック3段の計画です。

26ページは建物一階建築平面図です。27ページは建物2階建築平面図です。

28ページは東西南北側から見た立面図です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 周りは住宅化しているので問題ないと思います。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** それでは、第2号議案の5-3の方から説明をお願いします。

○ **事務局長** 29ページをごらんください。

第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-4を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和59年9月1日）

ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である資材置場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

30ページの図面は位置図で、申請地と中央に長方形で黒く囲ってあるところが今回の申請地になっています。地区は萩原地区です。

31ページが字図ですが、中央の黒くぬってある1948-21番地のところが、申請地となっています。

32ページは土地利用計画図です。申請地は図面中央で、東側の既存資材置き場といっしょに利用するため今回転用の敷地には北から丸太、砂、木材の資材を置く計画です。

申請地と、東側の既存資材置き場の周辺部には安全ロープを設置する計画です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 審議的にはいいと思うが、アクセスする道路、里道の問題があ

る。2 t 以上の通行はご遠慮願いますと区長名で書いた看板を立てているが、申請人にこういった形で運搬するのか聞いたら、2 t トラックで運搬すると言っており、里道の幅は 1.8m でトラックの幅は 1.7m なので問題ないと言われていました。

○ 議長 現段階で、2 t 車で運ぶのか軽トラックで運ぶのかは分かりませんが、この場所はダメということにはならないと思います。だから道路を拡張するのであれば、地域が建設課に要望活動をせんといかんと私は思います。

○ 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 それでは、第 2 号議案の 5-3 の方から説明をお願いします。

○ 事務局長 33 ページをごらんください。

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の案件 5-5 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和 59 年 9 月 1 日)

ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、

第 1 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅は居住する者（譲受人）の日常性格上

必要な施設であり、既存集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

34 ページの図面は位置図で、申請地と中央に小さく黒く塗ってあるところが今回の申請地になっています。地区は鳥の隈地区です。

35 ページが字図ですが、中央の黒く囲ってある 1411 番地のところが、申請地となっています。

36 ページは土地利用計画図です。申請地は図面中央で、北側は町道萩原・鳥の隈線で東が町道鳥の隈線であり、敷地の北側に住宅、敷地の南側には、駐車場の計画です。

雨水排水は、南西側の水路に流す計画で、上下水は北東側町道の道路埋設管に流入予定です。

37 ページは計画断面図です。

左の A-A` 断面では、造成地の東西断面で、造成計画は、現状を利用した計画です。

右の B-B` 断面では、造成地の中央の東西断面で、造成計画は、現状を利用した計画です。

38 ページは建物建築平面図です。

39 ページは東西南北側から見た立面図です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ **〇番（〇〇委員）** 現地を確認いたしましたが、平屋建てと言うことで、日照権の問題も無いと思います。場所的にもいいところですので皆様の承認をよろしくお願いします。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** それでは、第 2 号議案の 5-6 の方から説明をお願いします。

○ **事務局長** 40 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の案件 5-6 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 59 年 9 月 1 日）ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、役場から概ね 300m 以内に存する農地であり、第 3 種農地と判断されます。転用目的である条件付分譲住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、41 ページは位置図で、町立三田川中学校の南西で、図面左側のふと線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。地区は上豆田地区です。

42 ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある 1387-1、1388-7、1388-10 番地のところが、申請地となっています。43 ページは土地利用計画図です。図面左側の北の方が町道中学校南線に面した申請地です。建物の雨水排水は、建物周囲から敷地南側から南側に放流する計画です。図面中央に建物の配置を行ない、北東側に駐車場が配置され、上水は北側の町道の上水管から配水です。下水は建物周囲から、北側の町道

の下水管に流入です。

44 ページは図面左側の A-A' 断面は東西で、最大 70 c m ほど盛土の計画で、西側はコンクリートブロック 2 段新設を行ない、東側もコンクリートブロック 2 段新設を行なう計画です。図面右側の B-B' 断面は南北で、これも計画は最大 70 c m ほど盛土の計画で、南側はコンクリートブロック 2 段新設を行なう計画です。

45 ページは 1 階、2 階平面詳細図です。46 ページは 4 方向からの立面図です。

47 ページは駐車場の図面です。説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） 行政書士の方が来られて計画の説明がありました。また、周囲の農地や区長さん生産組合長さんの同意も得たとの事でしたので、問題は無いと思います。

○ 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ 〇 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 それでは、第 2 号議案の 5-7 の方から説明をお願いします。

○ 事務局長 48 ページをごらんください。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請の案件 5-7 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、（告示：昭和 59 年 9 月 1 日）

ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、役場から概ね 300m 以内に存する農地であり、第 3 種農地と判断されます。転用目的である条件付分譲住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、49 ページは位置図で、町立三田川中学校の南で、図面中央したのふと線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。地区は上豆田地区です。

50 ページが字図ですが、中央の 1380-5、1380-6、1391-1、1391-1、1392-1、1393 番地のところが、申請地となっています。

51 ページは土地利用計画図です。図面の下の方が町道上豆田、上中杖線に面した申請地です。建物の雨水排水は、各区画の敷地から通路を通過して、町道上豆田、上中杖線に放流する計画です。上水は、南側の町道の上水管から通路を通過して配水です。下水も、通路を通過して、南側の町道の下水管に流入です。

52 ページは造成計画断面図の A-A' 断面は東西で、最大 75 c m ほど盛土の計画で、西側はコンクリートブロック 2 段新設を行ない、東側は L 型擁壁高さ 8 0 0 m ~ 1 2 0 0 m m とフェンス 6 0 0 m m、コンクリートブロック 1 段新設を行なう計画です。図面右側の B-B' 断面は南北で、これも計画は最大 74 c m ほど盛土の計画で、北側はフェンス 6 0 0 m m、コンクリートブロック 1 段新設を行なう計画です。

53、54 ページは現況、実測図です。55 ページは 1 階、2 階平面詳細図です。56 ページは 4 方向からの立面図です。57 ページは駐車場の図面です。

説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、〇〇委員さんお願いします。

○ 〇番（〇〇委員） これもですね行政事務所の方が来られて東側の農地の所有者や区長さんとかに説明をしたということでした。水路に関しては、要望通りしたということです。住民さん達の。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長 はい、地元の委員さんの説明が終わりました。今代理人の方が見えられていますので、紹介を。

○事務局長 譲受人〇〇不動産の代理の〇〇事務所の方が見えられています。

○代理人 すみません、今回申請の 12 区画の分譲を依頼されました、土地家屋調査士の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

○ 議長 質疑のある方はお願い致します。

○ 〇〇委員 区画数が多いんですけど、雨水はどちらに流されるんですか？

○ 事務局長 南側の水路に流します。

○ 〇〇委員 北側には流さないんですね。農業用水路があるから流されたら大変だなと思って。

○**代理人** 流しません。地区の方と話してですね、北側は雨が降ると水が溜るということでそれが一つ。もう一つがゴミ置場の脇を通してですね、南側の水路に繋がる側溝を二本今回計画しております。北側の、中学校の真南の通路にかなり水が溜ると皆さん再三仰っていらっしやいましたので、ここの排水計画もですね、若干改善できるよう今回建設課さんとも話して作らせていただいた計画とさせていただきます。

○ **〇〇委員** 1号地の北の通路は何ですか

○ **代理人** 通常 1.25mの通路で主に自転車や車いすの出入りができるようにしています。

○ **〇〇委員** パイプラインは？

○ **代理人** 入っていないです

○ **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** それでは、第2号議案の5-8の方から説明をお願いします。

○ **事務局長** 58ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-8を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：昭和49年3月31日)ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、第3種農地となることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内に近接する区域内にある農地の区域であり、第2種農地と判断されます。転用目的である敷地拡張は既存敷地の拡張のため、他の土地に立地することが、困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の場所ですが、59ページは位置図で、図面中央に黒くぬってあるところが、今回の申請地になっています。下三津西地区です。

60ページが字図ですが、中央のふと線で囲ってある345、343番地のところが、申請地となっています。

61ページは申請地の北側の敷地分です。

62 ページは土地利用計画図です。63 ページは建物配置計画図です。64 ページは造成計画平面図ですが、図面中央上が町道鳥の隈、下三津西線で、申請地は図面中央右の薄く線で囲った長い形状のところでは。

65 ページは造成計画断面図ですが、

右の C-D` 断面は敷地の南北断面で、申請地では南側の水路横の計画部分です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは以前農振興除外の案件で皆さんにご審議いただいた場所です。今回農振が外れ 5 条の申請が出ております。ちなみに元の案件の許可は下りております。追加で今回 58 m²と 84 m²を追加するということで申請が出ております。よろしいでしょうか。この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

事務局長 66 ページをごらんください。第 3 号議案 農地転用許可後の事業計画申請承認申請（第 5 条関係）に基づく許可申請です。

農地転用許可後の事業計画申請承認申請を朗読

この農地は周囲が宅地、公有水面に囲まれ、農地としては管理が非常に難しい状況であります。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。先ほどの案件で計画変更が出された分ですよろしいでしょうか。（はい）
- **議長** それでは、第 4 号議案の農地等形状変更の届出案件の説明をお願いします。

- **事務局長** 67 ページをお願いします。第 4 号議案 農地等形状変更の届出案件形状変更-1 を朗読

68 ページは位置図です。上三津西地区の山田地区です。左してに届け出地と記載しているところです。69 ページは字図で、中央の 2484 番地が申請地です。

70 ページは計画平面図です。盛土の計画断面図ですが、盛土 79 c mほどの行なう予定です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。ここは、私の担当地域ですけども、ここは宅地からかなり下がった畑で、降りていくという格好になっております。ちょっと

不便で盛土したいということで話を伺っております。よろしくお願いします。この案件で質問ございませんか。この件に賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

○ **議長** 続きまして、**第 5 号議案** 農用地利用集積計画集計表の説明をお願いします。

○ **事務局長** 71 ページをお願いします。

第 5 号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が 9 件で、再設定が 8 件で計の 17 件があがっております。田が 28 筆、畑 0 筆で田の面積が 55,712 m²で、畑が 0 m²となり、計の 28 筆、面積が 55,712 m²です。

72 ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

説明は以上でございます。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思います。

○ **議長** はい、次の **6 号議案** 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請をお願い致します。

事務局の説明をお願いします。

事務局長 73 ページをお願いします。

（事務局長） 6 号議案 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件の説明を致します。農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微な変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件、整理番号（軽微・1）を朗読。農業委員会に意見伺いがあります。

申請場所は、位置図が 80 ページに付いていますが、乙ノ馬手地区です。わかりにくいですが図面中央の申請地と記載している分です。

後の内容は、農林課から説明致します。

○ **農林課** （議案書のとおり説明）説明は以上です。

○ **議長** はい、農林課からの説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願い致します。
す。無いようですので農業委員会としてよろしいという意見を農林課に出したいと思いをします。

○ **議長** はい、次の 7 号議案 農業振興地域整備計画の変更をお願い致します。
事務局の説明をお願いします。

事務局長 98 ページをお願いします。

（事務局長） 第 7 号議案 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件の説明を致します 整理番号（農振・1）を朗読。申請人、申請理由により、農振除外申請について、農業委員会に意見伺いがあっています。

申請場所は、位置図が 111 ページに付いていますが、国道 385 線の力田地区の旧大島屋の南側に位置しています。

後の内容は、農林課から説明致します。

○ **農林課** （議案書のとおり説明）説明は以上です。

○ **議長** はい、農林課からの説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願い致します。

○ **〇〇委員** 10 年ほど前に取得されていると思いますが、当時私が生産組合長だった頃で、同意書を出したのですが、農地を農地として利用するという条件で同意をした経緯があります。ただ取得後耕作されていないと思うんですよね。そして 10 年後このように宅地化、分譲地化しますよと言われたら、ちょっとおかしくないですかと言わざるをえないと思うところがあります。あと、農振除外後第 2 種農地とあると思うんですけど、この地区はこれまで基本的に第 1 種農地として判断してきたと思うんですが、こういった経緯で第 2 種農地になったのか説明いただきたいと思います。

○ **農林課** 農地の判断といたしましては、農業委員会なんですが、場所は現在荒れており、所有者の保佐人の方からの話では事件などに巻き込まれてその土地を手放さなくてはならない状況になられている方です。そういった状況でありまして、耕作をできないまま手放さなくてはならない状況になっているのが現状です。そういった中で周りの農地

への影響も少ないということで、先ほど〇〇委員さんが仰っていたように基本は農地は農地として利用するというのが原則としてありますが、この方の場合、耕作ができないまま手放さなくてはならないのが現状で、やむを得ないんじゃないかということで、今回議案にあげさせていただきました。農地区分については、農業委員会のほうでお願いします。

○**事務局** 〇〇委員さんのご指摘のとおり、申請地はもともと農進農用地地域内でもありましたし、農地区分を判断するうえで、南側と東側の農地の広がりがありますので、農業委員会の方でも問い合わせがあった場合も 1 種農地と回答をしていました。今回は県の方にもお尋ねをされたみたいで、許可権者である県の判断としては 2 種農地と判断されました。広がりをとらなくていいという判断が出ました。こちらの方としても 1 種と判断してきた中で今回県が 2 種と判断したことで、農振除外の手続きを進めてもらったわけですが、先ほど農林課長からも説明があったと思いますが、農地の判断としては、微妙なところですが譲渡人の〇〇さんの状況が、土地が裁判所から差し押えられているという状況にあって、自分が持っている財産を処分してでも返済する義務があるということで、だから転用ができるという結びつきにはならないんですが、許可権者である県が 2 種農地と判断していますので、この申請に至った経過となっています。

○ **〇〇委員** そしたら町の方で今まで 1 種と判断していたものを県の方へ直接行った場合、県の判断が町の判断と違った場合、県がこう言ってるんだったら町は従わざるをえないと思うんですが、判断する場合少なくとも県と町と一緒に協議する必要があると思うんですよね。県の独断でこの農地はこれですよと決められたんでは、町の農業委員会は存在する意義がないんじゃないかというのが疑問視されるので、県の方から説明をしていただきたい。

○ **事務局長** 申請地の隣は他人の土地なので農業用機械が通れないので迂回する必要があるため、広がりはず 2 種になると私は思います。

○ **議長** それで分断されるという理由は私にはわからん。それが許されればどこで 2 種になる。みなさん他に意見はありますか

○ **〇〇委員** 東側は農地になつとるやなかですか、農薬ばふると思うんですけどその辺の説明はされとるとですか？住宅が建つと今までは防除ヘリでされよったんですけど家

が建ったらされんでしょ？おそらく。そういうこと頭に入れとるとかなと。

- **農林課長** そこまでは案内していません。私たちが指導できるのは開発までです。
- **〇〇委員** 農家より住んどる人が強かけんいつも文句言われんごと風向きとか気にしてせんばいかん
- **〇〇委員** 万が一ここが許可された場合、隣接地に農地を持っていらっしゃる方が以前宅地かなんかにして土地を処分したいと意向を示されました。ここを認めてしまうと断る理由も無くなってしまうと思うんですよね。今後一個特例を認めてしまうと、次上がってきたものに対してどう断りますかというのが疑問です。
- **農林課長** 特例という言い方をされますが今回 2 種という判断が出て、申請地の要件ごとに判断させていただきますので、今回これが特例というわけでないです。
- **〇〇委員** この場合は元々町が 1 種と判断していたものを 2 種と判断されたわけで、特別扱的なものがあると思うんですよね。町を通り越して。
- **農林課長** 先ほども説明したとおり、今回が特例というか、自分の財産を扱えないという立場、そういう部分が配慮されたということは考えられますが、表面に出てくるのはそういうことは当然出てきませんので、個々の事案でうちとしては、土地改良区となる地区除外が終わった地区で 8 年を経過しているので、5 要件には満たしており、隣接農地の方にも同意を得ていますので、今回判断している状況です。
- **事務局** 通常は町の方で農地の種別を判断し、最終的には県の方へあげているんですが、時折例えば 2 種の場合でも、いろんな基準がありますので、進達の結果同じ 2 種でも、町の基準の取り方と県の取り方の基準が違うときは時々あります。
今回も、県が 2 種と判断した基準をこちらの方でも詳しく聞きたいと思います。
どういったところで、2 種と判断されたか聞きたいと思います。
- **議長** できればね、これ来月まで延ばして来月県から来てもらってどうしてここが 2 種なのかを説明してほしいかね。県のその人の判断でいいのかということになるけんが、みんな納得できるように説明してもらい、それで納得できたらこの案件はいいんじゃないかな。今の段階で機械が通れんけん 2 種ですよというところが我々はわからんじゃん。きちっと 2 種の理由はこうですよって皆が納得できるように説明してもらわんばわか

らん。よかですかそういうことで農林課は。みんながOKで言わんぎ私もよかて言われん。

- **農林課長** 意見ば付けられんというのであれば私たちも進められんけんみなさんがきちんと納得してからというのは理解します。
- **議長** では、よろしいですか（はい）
- **議長** 続きまして、次の第 8 号議案 農業経営改善計画の認定についてお願い致します。
- **事務局長** 123 ページをお願いします。第 8 号議案 農業経営改善計画の認定としまして、2 名さんから今回出ております。この件につきましては、農林課の方で説明をしていただきますので、よろしく御願致します。
- **農林課** 議案内容を説明
- **議長** はい、農林課からの説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願い致します。無いようですので農業委員会としてよろしいという意見を農林課に出したいと思います。
- **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- **（事務局長）** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。以上です。
- **議長** 第 1 号報告の説明が終わりました。
議長 それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- **（事務局長）** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－2 を朗読。以上です。
- **議長** 第 1 号報告の説明が終わりました。
議長 それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。
- **（事務局長）** 第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－3

を朗読。以上です。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会午後 12 時 15 分